

第15章 「宗教に関する一般的な教養」に関する小学校教師の 見解と私見

新井郁男

(星槎大学特任教授・上越教育大学名誉教授)

序論

本章は、平成18年の教育基本法改正で追加された「宗教に関する一般的な教養」が、学校教育においてどのように考えられているか、自由記述での回答による教師の見解について考察と私見を述べたものである。

昭和22年に制定された旧法では、宗教教育について第9条で、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。②国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と規定されていた。改正法では、第3条で「生涯学習の理念」を規定するなど、大幅な改正がなされ、宗教教育については第15条で、「宗教に関する寛容の態度」に続いて「宗教に関する一般的な教養」が追加されたのである。

教育基本法（以下、「基本法」）第15条は、日本国憲法第20条「信教の自由、政教分離」と第89条「公の財産の支出利用の制限」を受けて、学校教育上での教育と宗教との関係を規定したものである。第1項は、学校における信教の自由の保障、第2項は憲法20条第3項における政教分離の理念を踏まえて、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と規定している。この規定に照らし、私立学校では道徳の時間を宗教教育の時間にすることができのに対して、国公立学校では宗教教育については忌避的であったが、基本法の改正で、宗教教育について「宗教に関する一般的な教養」という文言が追加されたのである。しかし、それをどのように解釈するか、具体的に学校でどのように教えるかということについては、管見するかぎりほとんど論議されてはいない。

基本法改正に先立ち、愛国心や伝統を強調したい改正推進派と、国粋主義・ナショナリズム化を警戒する反対派との間で論争が起こった。宗教教育については第二次大戦後たびたび論議を呼んだところであったが、公教育においてそれをどう扱うかという論議が再燃した。

宗教教育推進派は、「宗教的情操教育」を基本法に導入する好機と捉えた。推進派は、昨今の青少年による殺傷事件などを引き合いに出して、心豊かで生命を重んじる人間を育成するためには、宗教的な情操教育は国公立学校でも重要であると主張した。こうした論議の末、最終的には、改正基本法では「宗教的情操」ではなく「宗教に関する一般的な教養」という用語が追加されたのである。

しかし、憲法第20条第3項で、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定されていることから、国公立学校では従来、宗教に関する教育については忌避的であった。私立学校では道徳の時間を宗教教育の時間に転換することが認められているが、国公立学校では、「宗教に関する一般的な教養」について全くというほど考えられてきていないように思われる。したがって、それを具体的にどのように教育するかが不明である。教育界でも

ほとんど深い論議はなされていないというのが現状である。日本教育法学会では、基本法についての逐条解説書『コンメンタール教育基本法』を刊行しており、また、田中壯一郎監修・教育基本法研究会編著『逐条解説改正教育基本法』もあり、詳しい解説は行われているが、やはり、具体的な内容についての見解、提案などは示されていない。

1 「教養」とは

「教養」についてはいろいろ解釈があるが、少なくとも情操を育てるというより知識教育が重要だという表現になったのである。

「教養」と聞くと、4年制大学における専門学部に対する一般教養科目などを中心とする前期2年の一般教育の課程を想定するが、改めて、「教養」とは何か、ということについて深く考えなくてはならないであろう。

「教養」は英語ではculture、ドイツ語ではBildungである。こうした語の原義に照らしてみると、「教養」は人間の一般的な精神生活を向上させるための知・情・意の全面的な育成に相当するということになる。このように捉えると、「宗教に関する一般的な教養」は単なる知識教育ではなく情操教育も含むことになる。

学習指導要領においては、中学校の社会科の歴史的分野について、「仏教、キリスト教、イスラム教などを取り上げ、古代の文明とともに大きく捉えさせるようにすること」とされており、この視点は教科書に反映されている。また、小学校では、特に宗教について指導するという視点は示されていないが、社会科において取り上げる人物としてザビエルが入っている。学習指導要領には「宗教に関する一般的な教養」について特には示されていないが、基本法第15条で、「宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」と規定されている以上、それを具体的にどのように実践するかについて考えていかななくてはならないであろう。しかし、教育界ではほとんど論議が行われていないのが実情であると思われる。中央教育研究所では基本法改正以後、宗教教育に関して以下のような研究報告書が3冊出されているが、「宗教に関する一般的な教養」に関しては特には考察が行われていない。

『学校における「宗教にかかわる教育」の研究—日本と世界の「宗教にかかわる教育」の現状—』
(研究報告No.78、No.81、No.85)

また、『教科書の中の宗教—この奇妙な実態』(藤原聖子著、岩波新書)という著もあるが、「宗教に関する一般的な教養」については詳しい省察はみられない。

そのような実情に照らして、教師自身はどのように考えているのであろうか。

2 「宗教に関する一般的な教養」について小学校教師の見解

質問文は以下のものである。

Q16「平成18年の教育基本法の改正で、『宗教に関する一般的な教養』という言葉が追加されました。学校教育における宗教教育に関して、どのようにお考えですか。」

こうした設問の意図は、教師の意識・見解の分布を把握することではなく、「宗教に関する一般的な教養」について考えるヒントを得ることである。

回答は自由記述で書いてもらった。集計対象763件中、記述があったのは455件、59.6%であった。回答内容は、肯定的意見のほか、難しい、考えたことがない、今のままでよいなど多様であったが、回答者の約半数は肯定であった。特に、年齢、性別などの観点からの傾向はみられない。

肯定的意見のうち、どのような点から取り上げるかというような点まで記述した意見はわずかであった。

そのうち、指導すべき、あるいは、指導している観点について以下のような記述がみられた。

- ・ 宗教の良さ、問題点、両側面で触れられるようにする。
- ・ 一向一揆など、歴史に関わるような事柄について触れる必要がある。
- ・ 宗教に関する偏見と誤解を是正し、正しい宗教的情報を育成する。
- ・ 6年歴史の学習で、江戸時代に日本に入ってきたキリスト教について取り上げた。その際にキリスト教はこわいもの、というイメージがあることを知り、正しい知識を教えることが必要だと感じた。
- ・ 宗教というものが人間にとってどういうものかを理解するかは、平和教育に必要だと考える。
- ・ 宗教そのものについての理解と言うよりは、宗教を信じる人の権利などについて指導することが大切。
- ・ 歴史やその背景として扱っている。
- ・ 道徳教育の一環として考えるなら、悪くないと思います。
- ・ 国際化が進み、多様な宗教が存在する中で、それぞれの宗教における衣食住などの違いを知り、共に生活し認め合うような教育が必要だと考える。
- ・ 宗教は個人の自由であるという考えを育てること。
- ・ 特定の宗教に偏ることなく、生き方や心の持ち方として教える。
- ・ 宗教とは何か、世界には様々な宗教があることを知ることで、自分と考えが違う人もいて、認め合っていくことの大切さに気が付かせること。
- ・ 宗教と歴史と文化は深く結びついているので、日本だけでなく、世界の国々の歴史を学ぶこと。
- ・ 知識だけでなく、人間力を鍛えるためという観点で大事だと思います。
- ・ 心を豊かにする生き方を追求する基として必要ではないか。
- ・ 歴史上必要な知識に関する宗教の一般的な教養は教えないといけないと思う。
- ・ 諸外国に比べ、日本は歴史、宗教に関しての学習を自国の歴史、宗教をよく知ることがアイデンティティの確立や他者理解につながると思うので、もっと行うべきである。
- ・ 現代社会の中でどのような宗教があるのか、歴史的に重要な役割を果たしてきた宗教はどういうものなのか、概要は知っておくに越したことはない。様々な考えがあることを知り、自身や社会にとって大切なものを考えられるように育てたい。
- ・ 今は障害を持つ人、LGBTなど様々な人たちと共に生活していく時代だと思います。日本は多宗教国家だから、いろんな宗教を信仰している人はいるし、どれも間違いじゃないということも教えてもよいと思います。そのためには、宗教についてのある程度の知識も教えていく必要があると思います。

- ・宗教について、生涯を通じて触れる機会があるため、児童が自分の考えを客観的に判断できる手立てとして、さまざまな考えがあることは必要である。
- ・外国籍の児童も増えてきており、宗教上の関係で活動に制約がある時もあるので、多様性を認めるためにも、ある程度の基本的な知識、教養を養っておく必要があると考える。
- ・日本の道德教育の一つとして学び、お互いの意見を尊重したり、周りの意見に流されずに正しい判断ができるようになっていたりする力をつけられるようにしたい。
- ・歴史的な史実を伝える程度。

以上、「宗教に関する一般的な教養」に関しての自由記述の中で、それを考える視点が書かれているものを列挙した。集計対象763件、記述有455件のうち、わずか23件であった。それぞれについてコメントはしないが、今後、検討・論議を深めていくための土台の一助としたいと思う。

3 「宗教に関する一般的な教養」についての私見—地政学的視点から

「宗教に関する一般的な教養」（以下、「教養」）について若干の私見を述べることにする。

宗教と言うと、一般的には、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教、ヒンドゥ教、仏教など、いわゆる世界の5大宗教と神道のことが中心になるが、宗教はこれだけに限られるわけではない。まず考えるべきは宗教とは何か、ということである。宗教の捉え方によって宗教は無限にあるとも言える。

宗教の捉え方は極めて多様であり、宗教者、宗教学者、哲学者などによって同じではない。『哲学事典』（平凡社、1971年）の「宗教」の項目で、「宗教に関しては様々な定義が試みられてきたが、厳密な定義は今日なを困難であると考えられる」と述べている。文部省（現文部科学省調査局調査課）で外国教育の調査に携わっていた時、同局にあった宗務課から「宗教の定義をめぐる諸問題」という冊子が出された。印象に残っているのは、104の定義が挙げられていたことである。

インド哲学者で仏教学者である中村元によると、宗教は仏教において究極の原理や真理を意味する「宗」についての「教え」のことだったが、幕末になり、英語のreligionの訳語が必要になった。1858年に日米修好通商条約では「宗旨」や「宗法」などと訳語されたが、1869年の日本・北ドイツ連邦修好航海条約においては「宗教」という訳語が当てられ、それが定着したのである。

しかし、religionはラテン語の「ふたたび」を意味するreligioと「結びつける」を意味するligareを組み合わせてできた言葉である。すなわち、人と神を再び結びつけることと理解されていた。それが、現在では、多様に解釈されているのである。日本人は無宗教だという人がかなり多いのではないかと思われるが、墓を設け、死者を埋葬することが一般的である。旧人類のネアンデルタールにも埋葬というしきたりがあったようである。これも宗教と捉えるなら、宗教は人間と動物を区別する基であり、人間に無宗教の者は存在しないことになる。

以上のように、宗教とは何か、ということを考えることも「宗教に関する一般的な教養」であろう。しかし、これは抽象的に考えられる課題ではない。具体的に考えることが必要であろう。そこで次に、一例として小学校の学習指導要領で提起されている課題と関連させて考えてみることにする。

社会科の第六学年の内容の一つとして、「キリスト教の伝来、織田・豊臣の天下統一を手掛か

りに、戦国の世が統一されたことを理解すること」という内容が示されており、それと関連して指導すべき人物の一人としてスペインから来たザビエルが挙げられている。

これについて社会科の教科書では、ザビエルは宣教師として日本にキリスト教を伝え、それを契機にしてヨーロッパの文化などが日本に伝えられたといったことが書かれている。しかし、これだけではザビエル来日の本来の背景はわからない。

フランシスコ・ザビエルは、1549（天文18）年に、戦国時代の日本にイエズス会の宣教師として来日しキリスト教が伝えられた。ザビエルが去った後も、多くの宣教師が来日し、日本にローマカトリックの教えが説かれた。宣教師は領主に取り入って布教許可をもらい、布教活動を行い、その傍ら慈善事業も行った。それはキリシタンの名称で根つき、キリスト教が日本に急速に拡大していき、信者が増えていった。大名でありながら洗礼を受けた者も多かった。

ところが、こうした宣教師たちの活動には政治的背景があったのである。

ローマカトリックを奉じるポルトガルとスペインは、1494年のトルデシリャス条約と1529年のサラエゴ条約によって世界を分割支配することを決めていた。植民地獲得競争の先鞭である。インドなど多くの国もこうした方法でスペインやポルトガルの植民地となったのである。日本でもキリシタン大名の大村純忠が、宣教師の指示に従って領内の神社仏閣を破壊して領民を強制的に改宗させるといったことまで行われていたのである。

一方、1543年に、ポルトガル人が種子島を訪れた直後から大勢の日本人が、ポルトガル商人によってインドやヨーロッパ、南米のアルゼンチンにまで奴隷として売られていた。

豊臣秀吉は、1587（天正15）年にバテレン追放令を發布して、日本人を奴隷として売買することを禁じているが、この問題がやがてキリシタン弾圧や鎖国へと向かわせる要因となった。

そのきっかけは1596（慶長元）年に起こったサン・フェリペ号事件である。サン・フェリペ号というのはスペインの船で、マニラからノビスパニア（メキシコ）のアカプルコに向かう途中に嵐のため航海不能となり、土佐（高知県）の浦戸に漂着した折、その乗組員の発言から布教活動が征服事業、すなわち、植民地政策であることが察知されたのである。事件に関わる事情は事典などで解説されていることがあるので、ここでは詳述しないが、この事件が発覚したことから、海外貿易を重視しキリシタン入信を認めていた豊臣秀吉も禁圧へと政策転換を行い、宣教師6名と日本人信者20名を処刑したのである。

以上のようなキリスト教宣教師を世界制覇の手段とするスペインやポルトガルの政治的意図を知った日本はキリスト教を禁じ、両国との国交を断絶することになり、この方策は徳川幕府に引き継がれていく。端的に言うならば、日本が植民地化されず独立を維持するための政策がとられたのである。

しかし、この政策は明治時代に入り転換する。新政府の開国和親政策の下で、キリスト教は解禁されたが、一方で神仏分離の方針が導入され、神道の国教化が図られた。これは近代化政策に反するように思われるが、これも日本の独立を維持することが目的であったと解釈できる。

以上、教育基本法改正で追加された「宗教に関する一般的な教養」をどのように捉えるかについて、小学校の社会科で取り上げられている日本に初めてキリスト教をもたらしたザビエルを例に私論を述べた。雑駁な考察であるが、要は、宗教に関しても近年注目されている地政学的教養が重要であるという課題提起である。

地政学はかつてヒットラーが援用したこともあって、わが国では第二次大戦後GHQから禁止されたという経緯がある。そのため学校教育でも地政学的観点からの指導が希薄であったのでは

ないかと考えている。中学校の社会科は地理的分野、歴史的分野、公民的分野に分けられているが、分野横断的な考察が重要である。教科横断的指導が重視されているが、特に、地政学的観点から分野横断も考慮しなくてはならない。

昨今、国家に関わる様々な問題が発生しているが、これも宗教に関する地政学的考察を欠いては理解できないのである。以上は、「宗教に関する一般的な教養」についての所見の一端に過ぎない。これを機にさらに思考を深めていきたい。

最後に、手元にある地政学の著書を挙げておく。子ども向けの著もある。(発行順)

- ・『マッキンダーの地政学—デモクラシーの理想と現実』(H・J・マッキンダー著、曾村保信訳、原書房、2008・9・27)
- ・『恐怖の地政学—地図と地形でわかる戦争・紛争の構図』(T. マーシャル著、甲斐理恵子訳、さくら舎、2016・11・7)
- ・『レアメタル地政学—資源ナショナリズムのゆくえ』(ギヨーム・ピトロン著、児玉しおり訳、原書房、2020・3・10)
- ・『地政学—サクッとわかる ビジネス教養』(奥山真司監修、新星出版社、2020・6・25)
- ・『教養としての「地政学」入門』(出口治明著、日経BP、2021・3・1)
- ・『こども地政学 なぜ地政学が必要なかがわかる本』(バウンド著、船橋洋一監修、カンゼン、2021・3・22)
- ・『中国、朝鮮、ベトナム、日本 極東アジアの地政学』(川島博之著、育鵬社、2021・7・1)
- ・『2030 半導体の地政学 戦略物資を支配するのは誰か』(太田泰彦著、日本経済新聞出版社、2021・11・20)
- ・『図解 いちばんやさしい地政学の本』(沢辺有司著、彩図社、2022・4・12)